

高木ひろしの本会議質問（3月8日、9日）

強制不妊手術、愛知でも255人の障害者に
「人権問題で救済すべき」と県が答弁

「不良な子孫の出生を防止する」などの目的で、精神障害や知的障害のある人に対し、本人の同意なしで不妊手術がされていた。1948年から1996年に廃止されるまでの優生保護法に基づく愛知県での強制不妊手術は、統計上255人にのぼる。この裏付けとなる資料を県は「廃棄した」としていたが、高木ひろし議員などの要求に基づいて調査した結果、1966年から6年間分の「愛知県優生保護審査会の審査状況」などの個人が特定できる書類が発見されたと、3月1日に発表した。

3月8日の本会議で高木議員からこの問題を問われた県は、初めて「障害者の方々への差別で、人権上の問題があり、速やかに救済されるべき」と認めた。また、多くの知的・精神障害者が入っていた障害者コロニーや城山病院を含めて、関係者への聞き取りや資料調査を約束した。この問題については、20年前から国連人権委員会から日本政府に救済の勧告が出されていたが、昨年日弁連が動き出し、今年1月に宮城県で当事者の女性が初めて国賠訴訟を起こしたことから、国会で救済や謝罪の動きが広がった。都道府県にあったはずの審査や手術の資料が救済のカギとなっている。

採用時の色覚検査、いまなお警察のみ実施

遺伝による色覚の個人差により、一律に就職や入学で差別してはならない――2011年に厚生労働省が労働安全衛生規則を改正してから、色覚検査はほとんどの職種の採用時の色覚検査は廃止され、逆に「カラーユニバーサルデザイン」とよばれる合理的配慮が普及してきた。

高木議員らによる昨秋の調査で、消防職員採用で県内自治体のうち、7割で色覚検査を実施していないことが明らかとなったが、県では警察官のみが色覚検査を実施している。3月9日の本会議で高木議員は、警察本部長に色覚検査の合理的理由を質し、差別的採用の改善を求めた。本部長は「逃走する被疑者の服装や車両の色を識別する」など捜査上の必要をあげたが、身長160センチ以上などの体格要件も含めて10年前から弾力的運用にしていることも明らかにした。人材難から採用時の体格要件を廃止した府県警察はすでに15に上っている。

県立高校のエレベーター設置、わずか9校

スロープや多目的トイレ、エレベーターなどの設置を義務付けた「人にやさしい街づくり条例」ができて25年になるのに、県立高校150校中エレベーターが設置されているのはわずか9校（6%）。大阪府立高校では7割、98校で整備され、愛知県内の小中学校でも15～17%と設置が進んでいる。9日の本会議で高木議員は、県立高校でのバリアフリーの遅れが、障害のある生徒の高校進学のパリアになっていると厳しく批判した。

教育長は、「長寿命化計画の中でバリアフリー化を引き続き推進していく。建て替える場合にはエレベーターを設置する」と答弁した。